

日本建築学会東北支部表彰規定

1989年1月13日 常議員会決定
1995年10月16日 改正
2002年4月9日 改正
2024年3月27日 改正

第1条（目的）

支部に所属する会員，または所属した会員で当支部の発展にとって功績のあった会員に対して，支部として感謝の意を表すと共に，その功績に対し，賞状と記念品を贈るものである。

第2条（対象）

表彰される会員は以下の条件を有するに至ったものとし，その推薦および決定は，支部役員会が行う。

イ）本会の終身会員となった会員

ロ）支部長，常議員，支所長，支部監事の経験者で満65歳に達した会員

ハ）本部役員（会長，副会長，代議員）の経験者で満65歳に達した会員

ニ）支部研究委員会部会長の経験者で満65歳に達した会員

ホ）法人会員，賛助会員として10年以上継続された会員，ただし，表彰は10年毎に行う。

ヘ）その他特に支部に功績があったと認められる会員

2. 本会会員以外の個人，法人であっても，特に当支部の活動に貢献したとして支部役員会で推薦された場合，表彰することができる。また，当支部に所属しない会員にあってもこれを準用する。

第3条（表彰の時期）

表彰は通常，総会時に行うものとし，場合によって大会時等，適宜支部役員会で定める。

第4条（補則）

この規定で特に定めない事項は，すべて本会の定款および一般規則を準用する。

付則

1. この規定は1989年1月1日から施行する。

付則（ロ） 1995年（平成7年）10月16日常議員会決定

1. 第1条 所属した会員を加筆

2. 第2条 ロ） 支部長，監事を加筆，70歳を65歳に変更

ハ） 70歳を65歳に変更

ニ） 幹事を削除，70歳を65歳に変更

3. 第2条，第3条 常議員会を役員会に変更

付則（ハ） 2002年（平成14年）4月9日常議員会決定

1. 第2条 役員会を総務会に変更，ただし書き以下を追加

ロ） 監事を支部監事に変更

ハ） 評議員を代議員に変更

ホ） ただし書き以下を追加

2. 役員会を総務会に追加

2. 第3条 役員会を総務会に変更

3. 平成14年度に限り，10年継続表彰は平成15年度に繰り延べる。

- 付則（二） 2024年（令和6年）3月27日役員会決定
1. 第2条 総務会を支部役員会に，常議員会を役員会に変更
 2. 第3条 総務会を支部役員会に変更